

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和3年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	内部被ばく検査・甲状腺検査事業	事業番号	(3)-23-1
交付団体	飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）		
総交付対象事業費	(44,841（千円）） 47,717（千円）	全体事業費	(44,841（千円）） 47,717（千円）		
帰還環境整備に関する目標					
<p>原子力災害による全村避難の避難解除後、村への帰還者は2割強となかなか増えない現状。</p> <p>原子力災害後の放射能の影響については、多くの村民が、不安を抱えながら生活を送っている。そのため、多くの村民が避難先に居ることから、村外での甲状腺検査の体制をつくり、体内に蓄積した甲状腺がんの検査、放射線リスク等に関する対話集会や情報提供の実施及び携帯型放射線測定器の配付等を行い、村民の放射線に対する理解を深めるとともに、村民各自の放射線管理の意識を高めることを推進するものである。</p> <p>また、これまで本事業で実施してきた内部被ばく検査については、環境省が村内で実施してきた車載式線量計による検査の継続を要望するものとし、病院検査を終了し機器撤去を行いたい。</p>					
事業概要					
<p>放射線の影響による健康状態について、内部被ばく検査については、他事業が行う村内での車載式測定器による検査に移行する。甲状腺検査については引き続き経過を見守ることにより、被ばくによる将来的な健康被害を心配する村民の不安解消に資する。</p> <p>(1) 内部被ばく検査については、病院での検査を終了し機器撤去を行う。</p> <p>(2) 甲状腺検査については、①平成23年3月1日時点で、18歳以下であった村民（平成23年3月11日以降に転出した者を含む）、②平成4年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた者を対象に、超音波（エコー）検査を実施する。令和3年度については村が主体となり検査体制をつくり事業を実施する。</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;令和3年度&gt;</p> <p>(1) 内部被ばく検査装置の線源、機器撤去 1式</p> <p>(2) 甲状腺検査：検査対象者 222人</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。</p> <p>飯舘村が、村民の放射能に関する理解を深め、各自の放射線管理の意識を高める事業を推進することは、村民自身で安心・安全を確認でき、放射能に対する不必要な不安を抱かないことにつながり、村の帰還後、村民が「戻る」「戻らない」の選択を行うに当たって、一人でも多くの村民の帰村を促すことに資するものである。</p>					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和3年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	村内放射線量モニタリング業務	事業番号	(3)-23-3
交付団体	飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）		
総交付対象事業費	(493,917（千円）) 540,047（千円）	全体事業費	(493,917（千円）) 540,047（千円）		
再生加速化に関する目標					
平成27年6月17日に制定された「いいたて までの復興計画 第5版」の当面の取り組みに、「安心して生活できる徹底した放射線対策の推進」を掲げ、村への帰還事業の一環として「村内放射線に対する情報提供」を計画しており、住民の不安軽減と安心・安全の確保に寄与するとともに、そのことにより住民の早期帰還を促していく。					
事業概要					
東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故後、10年を経過しようとしている今も、多くの村民が放射能による健康への影響に不安を抱いている。 空間線量が及ぼす体への影響「外部被ばく」不安の声が多く寄せられていることから、放射線量のモニタリング対策を実施し、放射能への不安を少しでも和らげ、安全、安心な日常の生活の再生を加速する。 1. 食品放射性物質測定委託業務事業 ◇事業内容 ・食品（農作物等）にかかる放射性物質不安を解消するために、各公共施設に配置している食品放射能スクリーニングシステムを運営する。 また、村民がどの農産物がどの程度の放射能濃度があるか理解してもらうとともに、今よりも放射性物質測定器を利用しやすくするため、令和3年度より行政区施設に設置してある測定機は出来ることから、行政区により運営する。 2. 食品放射性物質測定機器点検校正委託業務事業 ◇事業内容 ・検査機器の信頼性と精度を高めるために、年1回の点検校正を実施する。 食品放射性物質測定器校正（破壊式10台、非破壊式11台） 3. モニタリングポスト保守点検業務 ◇事業内容 ・平成27年度に設置したモニタリングポストについて、無料の保守点検期限が令和2年度までなので、新規に、88基のモニタリングポストの保守点検を実施する。					
当面の事業概要					
<令和3年度>					
1. 食品放射性物質測定委託業務事業（31,141千円） ・食品放射性物質測定委託業務事業 31,141千円					
2. 食品放射性物質測定機器点検校正委託業務事業（6,189千円） ・食品放射性物質測定器校正（破壊式10台、非破壊式11台）6,189千円					
3. モニタリングポスト保守点検業務（8,800千円） ・飯舘村内にある88基のモニタリングポストの保守点検を行う。 8,800千円					
地域の再生加速化との関係					
飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。 飯舘村が、放射性物質不安を解消するために、放射線測定を行うことにより、村民が「戻る」「戻らない」の選択を行うにあたり、一人でも多くの村民の帰村を促すことに資するものである。					

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県 (飯舘村) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和3年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	44	事業名	放射線相談支援事業	事業番号	(3)-24-1
交付団体		飯舘村	事業実施主体 (直接/間接)	飯舘村 (直接)	
総交付対象事業費		(80,185 (千円)) 96,300 (千円)	全体事業費	(80,185 (千円)) 96,300 (千円)	

帰還環境整備に関する目標

飯舘村は東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により全村避難となったが、平成29年3月末に1行政区を残し、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除となり、現在、インフラ整備を始めとする、復興に向けたさまざまな取組を進めている。

本事業では、村民が抱える放射線に関わる健康上の相談など今後の生活上の不安等に関する相談に応じる等の活動を通じ、村民の放射線等による心身の健康、居住環境も含めた村での生活の不安を解消し、村民の帰還の促進及び飯舘村の再生に資することを目的とする。

事業概要

村民への放射線の影響に関連し、心身の健康、居住環境の改善を含めた村での生活の不安を解消し、村民の帰還の促進に資するため、以下の取組を行う。

(1) 相談員等支援業務

村民の放射線に関連する健康・生活上の不安に対し、社会福祉協議会の生活支援相談員や役場所属の健康相談担当職員等 (以下「相談員等」という。) と連携して、相談員等による村民への個別訪問に同行・傾聴する。役場、社会福祉協議会、関係機関が村民のから悩みを聞く場を設ける場合にも、参加して相談に応じる。また、相談員等からの相談内容の聴取等により、放射線に関連する村民の問題意識を明らかにする。相談内容について、専門的知見が必要な内容は必要に応じて専門家に照会し、回答・対応方針を検討のうえ、相談員等と連携しつつ、検討結果を相談者へ訪問等により回答する。

(2) 研修会等へ参加

上記(1)の相談員等支援業務を通じて明らかになった、放射線等に関連する村民の問題意識を踏まえ、県や村が主催する研修会等へ参加し、また、関係機関による専門家との情報共有の場に参加するほか、村民主催による自発的な集会への要請があった場合も、可能な限り参加する。

当面の事業概要

<令和3年度>

放射線相談支援員の配置により、帰還者、避難先居住者両方の村民への相談業務を実施する。業務の実施状況や関係機関との連携により、必要に応じ見直しを行う。

地域の帰還環境整備との関係

飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村に向けた不安解消が重要な課題の一つである。本事業は、村民が健康・生活上の安全・安心を確保すること、放射線の影響等に対する不必要な不安を抱かないことにつながり、1人でも多くの村民の帰村を促すことに資するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和3年1月時点

NO.	54	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘地区）	事業番号	(5)-40-3
交付団体		飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費		(64,917（千円） 82,917（千円）	全体事業費	(64,917（千円） 82,917（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>飯舘村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ作付・出荷・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理をすることができなかつたことから農業用施設の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そのため、本事業を導入し農業用水利施設等の保全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築および農作業の効率化を図り農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。</p>					
事業概要					
<b>(1) 事業の概要</b> <p>本事業の対象となる地区は、平成23年3月11日発災の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故による影響により長期間の避難指示区域となつていたため、農地等の適正な管理ができなかつた地区である。当該地区では雑草の繁茂など農地や水利施設周辺の荒廃により、降雨による農地洗掘や排水路への農地土壌の流出、農地の冠水が生じており、早期の営農再開を企図する農業者にとって大きな障害となっているため、農業用水利施設等の整備、修繕を行うことにより、営農を再開できる環境を整備する。</p>					
<b>(2) 事業量</b> <ul style="list-style-type: none"><li>農業用排水施設等の保全管理<ul style="list-style-type: none"><li>1) 農道 N=1式</li></ul></li></ul>					
<b>(3) 復興計画への位置づけ</b> <p>「いいたて までの復興計画（第1版）」P.24 基本方針⑤「まいでブランドを再生する」 「いいたて までの復興計画（第5版）」P.68 営農再開「2.安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」</p>					
当面の事業概要					
・農業用排水施設等の保全管理 <ul style="list-style-type: none"><li>1) 農道<ul style="list-style-type: none"><li>道路巡回 84h、水路清掃 320㎡、農道草刈 124km、除草剤散布 62km、支障木伐採 1,500㎡</li><li>舗装修繕 3t、（追加工種）路肩補修 80㎡</li></ul></li></ul>					
地域の帰還環境整備との関係					
本事業導入によって、本格的な営農再開に向けた農業用排水施設の保全管理を行うことで、住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。					
関連する事業の概要					
特になし。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島県 (飯舘村) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 3 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	87	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (森林道整備事業)「岩部線他」	事業番号	(5)-40-4
交付団体	飯舘村		事業実施主体 (直接/間接)	飯舘村 (直接)	
総交付対象事業費	(332,988 (千円)) 376,988 (千円)		全体事業費	(332,988 (千円)) 376,988 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>相馬郡飯舘村においては、原子力発電所事故以降の全村住民避難に伴い、森林整備・木材生産活動が停滞しており、森林の持つ国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止、林産物供給等の多面的機能の低下が懸念されているところである。これら森林の役割を継続的に発揮するための森林施業の再開等には、その基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道整備を進める必要がある。避難住民帰還の加速化のための緊急時避難路、災害時迂回路、通行時の安全確保等生活環境の改善及び帰還後の森林施業及び木材輸送の効率化による森林整備の促進を図るため、地域森林計画に定める全 6 路線の整備を進める。</p> <p>なお、舗装道とすることで運搬等作業も容易になり、近年高齢化によって労働力の低下が懸念される作業員の軽減負担等を図りたい。</p>					
事業概要					
森林管理道整備事業					
＜第 20 回申請＞					
既設林道の舗装工事 6 路線 L=7,647m					
(1) 岩部線 L=522m W=4.0(5.0)m 24,033 千円					
(2) 滝下線 L=790m W=4.0(5.0)m 31,717 千円					
(3) 牧場線 L=550m W=4.0(5.0)m 24,029 千円					
(4) 花塚線 L=1,840m W=4.0(5.0)m 73,231 千円					
(5) 二枚橋線 L=760m W=4.0(5.0)m 30,606 千円					
(6) 柵窪大倉線 L=2,530m W=4.0(5.0)m 90,577 千円					
(7) 測量設計業務 L=6,992m 58,795 千円					
＜第 33 回申請＞ (今回申請分)					
(1) 柵窪大倉線 L=2,530m W=4.0(5.0)m 44,000 千円					
事業計画					
〈H30〉調査・測量・設計 6 路線(岩部線、滝下線、牧場線、花塚線、二枚橋線、柵窪大倉線)					
舗装工事 1 路線(岩部線)					
〈H31〉舗装工事 3 路線(滝下線、牧場線、花塚線)					
〈R2〉舗装工事 2 路線(二枚橋線、柵窪大倉線)					
〈R3〉舗装工事 1 路線(柵窪大倉線)					
当面の事業概要					
＜平成 30 年度＞					
調査・測量・設計 6 路線 58,795 千円					
舗装工事 1 路線 24,033 千円 事業費 82,828 千円					
＜平成 31 年度＞					
舗装工事 3 路線 128,977 千円					
＜令和 2 年度＞					
舗装工事 2 路線 121,183 千円					
＜令和 3 年度＞					
舗装工事 1 路線 44,000 千円					

地域の帰還環境整備との関係

- ・地域の基幹産業である林業の再開に向けた基盤整備
- ・地区集落間の連絡道や災害時の迂回路として安全な通行の確保

関連する事業の概要

- ・ふくしま森林再生事業

(国事業名：森林環境保全整備事業、放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業)

震災以降停滞している森林整備を促進させ森林の再生を図るため、平成 25 年度より汚染状況重点調査地域等において森林整備と放射性物質対策を一体的に実施している。

飯舘村については、平成 29 年 3 月 31 日に帰還困難区域を除いた避難指示区域が解除され、帰還に伴い、生活環境整備、地域の活性化を進めるために今後事業を実施していく予定である。

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和3年1月時点

N0.	95	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 飯舘地区	事業番号	(5)-40-6
交付団体	飯舘村		事業実施主体 (直接/間接)	飯舘村 (直接)	
総交付対象事業費	(1,138,419 (千円)) 1,807,562 (千円)		全体事業費	(1,138,419 (千円)) 1,807,562 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災後、村は東京電力福島第1原子力発電所から30km圏内にあることから、計画的避難区域となり全村避難したため、地域農業の再開・震災からの復興が課題となっている。</p> <p>福島第1原子力発電所の事故以前は、ため池の堆積土砂を除去するなどの維持管理を行っていたが、事故後は、堆積土砂に含まれる放射性物質の影響によって、維持管理が困難な状態が続いている他、放射性汚染物質の流出による下流域・農地への汚染拡散が懸念される。</p> <p>農業水利施設として、ため池の機能保全を図るとともに堆積放射性汚染物質の農地・下流域への拡散を防止するために、放射性汚染物質の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。(技術マニュアルP27の3要件に該当しない)</p> <p>本事業を推進することにより、農業水利施設の機能保全・回復を行い、地域住民の帰還促進と営農再開を図る。</p>					
事業概要					
<p>(1) 事業の概要</p> <p>上記目標を達成するため、ため池の水質・底質の汚染状況等を把握するための基礎調査を行い、さらに汚染濃度が高いため池については、ため池内の底質の汚染濃度分布を把握するための詳細調査を行う。これら調査結果を踏まえ、汚染濃度が高いため池について汚染拡散防止対策(底泥除去)の実施設計を行い、その対策を実施するものである。</p> <p>(2) 事業実施内容</p> <p>・対策工(61箇所)</p> <p>(3) 復興計画への位置づけ</p> <p>「いいたて まいでいな復興計画(第1版)」P23 基本方針⑤「まいでいブランドを再生する」、「いいたて まいでいな復興計画(第5版)」P67、68 営農再開「2安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成30年度&gt;</p> <p>○基礎調査・詳細調査・実施設計・対策工</p> <p>・基礎調査(28箇所)、詳細調査(67箇所)、実施設計(64箇所)……第22回申請</p> <p>○対策工</p> <p>・対策工(3箇所)……第22回申請</p> <p>&lt;平成31~32年度&gt;</p> <p>○対策工</p> <p>・対策工(11箇所)……第24回申請</p> <p>&lt;令和3~4年度&gt;</p> <p>○対策工</p> <p>・対策工(11箇所)……第33回申請</p> <p>・対策工(36箇所)……今後申請予定</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>本事業を導入して、ため池の汚染拡散防止対策を進めることにより、速やかに営農再開ができる環境の整備及び農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。</p>					



関連する事業の概要
特になし。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 3 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	96	事業名	しいたてまでいな農業復興計画効果促進事業山林資源を活用した生業（なりわい）事業	事業番号	◆(5)-41-2-1
交付団体	飯舘村		事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費	(63,000（千円） 87,503（千円）		全体事業費	(63,000（千円） 87,503（千円）	
<b>帰還環境整備に関する目標</b>					
<p>飯舘村は面積の約 7 割が森林で、うち約 6 割は国有林、約 4 割が民有林・村有林等である。震災前から村民にとって森林は大変身近な存在であり、きのこや山菜のほか、しいたけ原木や木炭などの特用林産物や、パルプ材、建材など、様々な形で森林の恵みを自らの生活の糧としてきた。</p> <p>しかしながら、東日本大震災に伴う東京電力福島第 1 原子力発電所の事故により、本村の森林の多くが放射能による被害を受け、森林資源の活用が極めて困難な状況となっている。このため、本村における特用林産物について、その活用の基準と方法を確立すること等により基幹事業化を進め、帰還環境の整備を目指す。</p>					
<b>事業概要</b>					
<p>本村にとって、村民の生活の一部であった林産物生産活動の再生が今後の帰村者のみならず、新規転入者の増加を図るために必要不可欠である。</p> <p>事故から 9 年経過し、表皮や葉の再生も進み、それぞれの木によって放射能の濃度や分布が異なっており、また事故後に成長した木は、放射性セシウムの土壌からの吸収も少ないことが考えられる。</p> <p>このため、本村において、盛んに生産されてきた特用林産物である、しいたけ及び木炭の生産再開を目指すこととし、原材料となる本村の森林資源（主にコナラ）が活用できるよう、その方法等を検討する。</p> <p>しいたけ栽培については、菌床栽培施設の導入による生産再開を目指すこととし、本事業では当該施設導入にあたっての実証事業を行う。</p> <p>また、炭焼き窯は、製炭作業施設としての役割だけでなく、村民交流の場として活用され、各集落の文化的施設として継承されてきたことから、炭焼き窯による製炭の再開を目指す。</p> <p>以上、これらの取組により、特用林産物の生産再興とともに、さらなる帰村環境の整備を目指す。</p>					
<p>&lt;令和 元 年度&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 山林資源の放射能状況調査</li><li>② 原木を原材料とする菌床しいたけ等の栽培試験</li><li>③ 仮設製炭炉による製炭試験</li></ol>					
<p>&lt;令和 2 年度&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 山林資源の放射能状況調査</li><li>② 原木を原材料とする菌床しいたけ等の栽培試験</li><li>③ 仮設製炭炉による製炭試験</li></ol>					
<p>&lt;令和 3 年度&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 山林資源の放射能状況調査及びデータ取りまとめ</li><li>② 原木を原材料とする菌床しいたけ等の栽培試験及びデータ取りまとめ</li><li>③ 仮設製炭炉による製炭試験及びデータ取りまとめ</li></ol>					

当面の事業概要	
令和3年度における実施予定 ① 山林資源の放射能状況調査及びデータ取りまとめ ② 原木を原材料とする菌床しいたけ等の栽培試験及びデータ取りまとめ ③ 仮設製炭炉による製炭試験及びデータ取りまとめ	
関連する災害復旧事業の概要	
特になし	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	特用林産物生産施設整備事業
交付団体	飯館村
基幹事業との関連性	
<p>純農山村である本村にとって、村民の生活と林産物生産活動の再生が今後の帰村者のみならず、新規転入者の増加を図るために必要不可欠である。</p> <p>よって、事故から9年経過し、表皮や葉の再生も進み、それぞれの木によって放射能の濃度や分布が異なっており、また事故後に成長した木は、放射性セシウムの土壌からの吸収も極めて少ないことが予測されることを踏まえた特用林産物栽培施設ならびに炭焼き窯を整備する。</p> <p>本事業では、しいたけの菌床栽培における実証を行う。この実証の結果の内容により、菌床栽培するための条件を確立したい。また製炭業についても製炭を再開するための条件を確立するため、放射性物質に配慮した炭焼き窯による製炭実証試験を行う。</p> <p>&lt;令和4年度（予定）&gt;</p> <p>① 特用林産物栽培施設（菌床しいたけの栽培施設）建設 ② 炭焼き窯施設建設</p>	

## 福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和3年1月時点

NO.	102	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘東部その1） （基金型）	事業番号	(5)-40-7
交付団体		飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費		(142,858（千円）） 142,858（千円）	全体事業費	(142,858（千円）） 142,858（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>飯舘村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ、作付け・出荷・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理をすることができなかつたことから農業用施設の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そのため、本事業を導入し農業用排水施設等の保安全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築及び農作業の効率化を図り、農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要					
<p>本事業の対象となる地区は、平成23年3月11日発災の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故による影響により長期間の避難指示区域となっていたため、農地等の適正な管理ができなかつた地区である。当該地区では雑草の繁茂など農地や水利施設周辺の荒廃により、降雨による農地洗掘や排水路への農地土壌の流出、農地の冠水が生じており、早期の営農再開を企図する農業者にとって大きな障害となっているため、農業用排水施設等の整備、修繕を行うことにより、営農を再開できる環境を整備する。</p> <p>特に当該地区については、平成28年度までに環境省直轄による農用地除染が完了しているものの、その後、農業用排水施設等の保安全管理を実施するための事業を一度も実施していない。このため、震災後初めての主食用米の作付けを再開するためには、早急に農業用排水施設等の適切な保安全管理を実施する必要がある。</p> <p>令和2年度から令和5年度は、農業用排水施設等の保安全管理及び補修を実施し、令和3年度当初に作付けを再開するエリアから整備を実施することにより、農業者が円滑に営農再開できる環境を構築する。</p>					
(2) 事業実施内容					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用排水施設等の保安全管理 一式</li> <li>・ 農業用排水施設等の補修 一式</li> </ul>					
(3) 復興計画への位置づけ					
「いいたて まδειな復興計画（第1版）」P23 基本方針⑤「まδειブランドを再生する」、「いいたて まδειな復興計画（第5版）」P67、68 営農再開「2安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」					
当面の事業概要					
＜第29回（R2～R5）＞		＜第33回（R2～R5）＞今回変更分			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除草及び土砂撤去 A=22,500 m<sup>2</sup></li> <li>・ 頭首工補修 3ヶ所</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除草及び土砂撤去 A=47,400 m<sup>2</sup></li> <li>・ 頭首工補修 3ヶ所</li> <li>・ ため池補修 1ヶ所</li> </ul>			
地域の帰還環境整備との関係					
本事業導入によって、本格的な営農再開に向けた農業用排水施設等の保安全管理及び補修を行うことで、住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。					
関連する事業の概要					
特になし。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

